

第17回 ドライブレコーダーシンポジウム資料 (2025/11/12)



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

ナスバ(独)自動車事故対策機構
安全指導部調査役 大町 訓



はじめに・・・ナスバ(独)自動車事故対策機構について



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

被害者援護業務



自動車事故被害者を
支える

- 療護施設設置・運営
- 介護料支給
- 育成資金貸付



自動車事故を
防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント

安全指導業務

自動車事故から
守る

- 安全性能試験
- 評価結果公表

**自動車
アセスメント業務**



ナスバは3つの業務を
一体的に実施している
自動車事故対策の専門
機関です。

はじめに・・・ナスバ(独)自動車事故対策機構について



毎年、
30万件もの自動車事故が
起きている日本。

はじめに・・・ナスバ(独)自動車事故対策機構について



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

被害者援護業務



自動車事故被害者を
支える

- 療護施設設置・運営
- 介護料支給
- 育成資金貸付



自動車事故を
防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント

安全指導業務

自動車事故から
守る

- 安全性能試験
- 評価結果公表

**自動車
アセスメント業務**



ナスバは3つの業務を
一体的に実施している
自動車事故対策の専門
機関です。

自動車事故を防ぐ・・・貨物軽自動車運送事業者への安全対策

貨物軽自動車運送事業は、中長距離輸送だけでなく、ラストワンマイルを担うことで市民生活をはじめとする日本経済を支えているといっても過言ではなく、重要な社会的役割を担っています。

しかしながら、近年、EC(電子商取引)市場の拡大により、貨物軽自動車運送事業者による運送需要が拡大され、平成28年から令和5年にかけて、保有台数1万台当たりの事業用軽自動車の死亡・重傷事故件数は約4割増加している状況です。

このため、令和5年6月に関係閣僚会議でとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において「軽トラック事業の適正運営や安全確保」が位置付けられ、**令和7年4月より、貨物軽自動車安全管理者の選任や業務記録(運転日報)の作成等の安全対策の強化が図られたところ**です。

また、令和6年4月に自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正により自動車運転者の労働時間の規制が強化されるなど、貨物軽自動車運送事業を取り巻く環境は日々変化しており、貨物軽自動車運送事業者には更なる安全確保の取り組みが求められています。

貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されました



貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年6月の改正により、令和7年4月から安全対策を強化するとしていた。本パッケージでは新たな安全対策を盛り込み、安全の確保を図ります。貨物軽自動車運送事業者は、一人ひとりが責任を持って、自ら安全対策を実施する必要があること、さらには安全対策の一環として、安全運行に努めてください。

	項目	内容	
新設	貨物軽自動車安全管理者の選任	■ 貨物軽自動車運送事業者(運送者)に対して、運転者に対する安全管理者を選任させることとする。	—
	貨物軽自動車安全管理者の選任-届出	■ 運送者に対する安全管理者(運送者)を選任する事業者に対して、運輸支庁等に届出を行うこととする。	—
	運転者に対する講習	■ 運送者に対する安全管理者(運送者)を選任する事業者に対して、運輸支庁等に講習を受けることとする。	—
見直し	業務記録の作成	■ 運送者に対して、運転日報等の業務記録を作成させることとする。	—
	運転者に対する講習及び講習	■ 運送者に対して、運行安全管理者(運送者)の選任や業務記録の作成等の安全対策を実施する事業者に対して、講習を受けることとする。	—
	点検	■ 運送者に対して、点検の回数に必要事項を記載し、運行安全管理者(運送者)の選任や業務記録の作成等の安全対策を実施する事業者に対して、講習を受けることとする。	—
見直し	運転者の勤務時間の遵守	■ 運送者の勤務時間は、法令で定められた時間を超えないこととする。	—
	業務記録における措置	■ 業務記録に必要に応じて運行日報(日報)を作成する事業者に対して、講習を受けることとする。	—
	業務記録	■ 運送者の業務記録(運転日報)を作成する事業者に対して、講習を受けることとする。	—
見直し	業務記録の作成	■ 運送者に対して、業務記録(運転日報)を作成させることとする。	—
	貨物の適正な積載	■ 貨物の積載が、積載の制限を超えないこととする。	—
	業務記録	■ 運送者の業務記録(運転日報)を作成する事業者に対して、講習を受けることとする。	—
見直し	国土交通大臣への事故報告	■ 死者発生した事故等について、運輸支庁等に届出する国土交通大臣への事故報告。	—

貨物軽自動車運送事業者の主な安全対策について

< 出典：国土交通省ホームページ >

	概要	実施タイミング
所定のタイミングで実施 ↑	NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講 <small>バイク便を除く</small> <small>法令で定められている事項</small>	—
	NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出 <small>バイク便を除く</small>	
	NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診 <small>バイク便を除く</small>	
	健康状態の把握	
	運転者に対する指導及び監督	
運行業務の開始後に所定のタイミングで実施 ↓	点呼	乗務前 乗務後
	運転者の勤務時間の遵守	乗務前 乗務中 乗務後
	異常気象時における措置	乗務前 乗務中
	NEW 業務の記録 <small>バイク便を除く</small>	乗務前 乗務後
	過積載の防止	乗務前
	貨物の適正な積載	乗務前 乗務中
	NEW 事故の記録	乗務後
	NEW 国土交通大臣への事故報告	乗務後

※各種の記録・保存は、パソコンやスマートフォンにて実施可能です。

NEW：令和7年4月からの新たな安全対策 バイク便：三輪の軽自動車や二輪の自動車を用いる貨物軽自動車運送事業

ナスバの貨物軽自動車安全管理者講習について

eラーニング で受けられます

貨物軽自動車 安全管理者の講習を



お申し込みは
こちらから



ナスバちゃん



めざすのは、自動車事故ゼロの社会。

独立行政法人自動車事故対策機構

ナスバ  <https://www.nasva.go.jp/>

eナスバ＝「貨物軽講習」2月開講

貨物軽自動車安全管理者講習を令和7年2月1日より開始

ナスバでは、令和7年4月に施行される改正貨物自動車運送事業法等により、貨物軽自動車運送事業者（バイク事業者は除く）に対する安全対策が強化されることに伴い、営業所ごとに選任が義務付けされる「貨物軽自動車安全管理者」の選任前に受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」を令和7年2月1日より開講します。

向講習はeラーニング講習（eナスバ）により提供し、AIによる本人認証等の不正受講防止対策を施し、対面による講習と同等の水準を実現するとともに、インターネットを利用しお手元のカメラ付きパソコン・タブレット、スマートフォンから受講期間内であればいつでも任意の場所で受講いただけます。貨物軽自動車運送事業者の皆様は安全対策強化に大いに資するものとなっておりますので、ぜひご活用ください。

なお、開講に先立ちナスバは、令和6年12月12日に登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の第1号として国土交通大臣の登録を受けております。

eナスバの特徴 いつでもどこでも受講可能！

1. どこでも、くりかえし受講可能	自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。さらに、受講期間内であれば何度でも受講をくりかえし受講可能です。（受講にはwebカメラ付きパソコン・タブレット又はスマートフォンが必要です。）
2. 自由なスケジュール	受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。
3. 簡単なキャッシュレス決済	受講料はクレジットカードやペイジーによる非接触決済なので、手続きがスムーズです。
4. お申し込み後、即日受講が可能	受講申込み、受講料決済、本人認証まで行えば即日、受講を開始できます。
5. 領収書や修了証明書も「eナスバ」から出力	領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

受講の流れ



受講申込み



受講手数料のお支払い



本人認証 (AI)



講習受講 (AI)



受講完了

※1 本人認証は、顔認証、マイナンバーカード、パスポート、マイナンバーカードのいずれかの写真のアップロードが必要となります。
※2 受講中はAIによる挙動検出システムの動作を監視いたします。必ずしも、検知し、webサイトの閲覧中の不審な行動を検出した場合は、一時的に講習画面が停止します。

申し込み・受講開始日	申込開始日：令和7年1月6日（月）（受講申込み手続きのみ開始いたします。） 受講開始日：令和7年2月1日（土）～ （受講手数料のお支払い、本人認証後、即日講習受講を開始できます。）	受講手数料	貨物軽自動車安全管理者講習：3,700円（税込） （講習用テキストを含む、電子媒体により提供、ダウンロード可）	お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード（JCB / VISA / MasterCard / JCB / Aeon Card / Citicard / Pay-easy（ペイジー））https://www.pay-easy.jp/ ・1月31日以前のキャンペーン対象で有効なものはご利用ください。 <p><small>貨物軽自動車運送事業者向け研修施設に関するお問い合わせはFUSからご依頼ください。（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/fusegu/jisaku_02_0010172.htm</small></p>	お申し込みは、下記QRコードからナスバホームページにてご確認ください。お申し込みは無料です。
-------------------	--	--------------	--	---------------	---	---




eナスバについては、ナスバホームページでより詳しくご案内しております。
https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning_anzen.html

【eナスバに関するお問い合わせ先】（ご住所）各都道府県に所在するナスバ支所ではご対応できません。

担当 安全指導部 指導講習グループ 電話番号 03-5608-7641 / 03-6853-7690

受付時間 9:00-17:00（土日祝日、年末年始等を除く） メール k-e-nas.info@nasva.go.jp 〒120-8544

eナスバ(Eラーニング)講習について

1. 貨物軽自動車運送事業の現状

テキスト
2 ページ

パワーポイントによる講義画面と講師による音声での解説動画を視聴

このため、令和5年6月に関係閣僚会議でとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において「軽トラック事業、令和7年4月より、貨物軽自動車日報）の作成等の安全対策の強化がまた、令和6年4月に自動車運転善基準告示）の改正により自動車運貨物軽自動車運送事業を取り巻く環送事業者には更なる安全確保の取り

貨物軽自動車安全管理者制度（令和7年4月1日から） 1. 貨物軽自動車安全管理者の選任

テキスト
27 ページ

貨物軽自動車運送事業者は営業所ごとに、次のいずれかに該当する者のうちから、貨物軽自動車安全管理者を1人選任しなければなりません。

- ① 貨物軽自動車安全管理者講習を選任の日前2年以内に修了した者
- ② 貨物軽自動車安全管理者講習を修了し、かつ、貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日前2年以内に修了した者
- ③ 貨物軽自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業等を経営する場合にあっては、その運行管理者として選任されている者



02:08

eナスバ(Eラーニング)講習について



第1編 自動車運送事業、道路交通等に関する法令

第1章 貨物軽自動車運送事業の現状

第2章 貨物軽自動車運送事業の法規制

第2編 運行管理の業務に関すること

第1章 貨物軽自動車安全管理者制度

第2章 運行管理の実務

参考 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分

第3編 自動車事故防止に関すること

第1章 飲酒運転防止対策

第2章 健康管理に関する事故防止対策

第3章 適性診断の活用

第4章 危険予知トレーニング(KYT)

参考 貨物自動車運送事業法(抄)

貨物自動車運送事業法施行規則(抄)

貨物自動車運送事業輸送安全規則(抄)

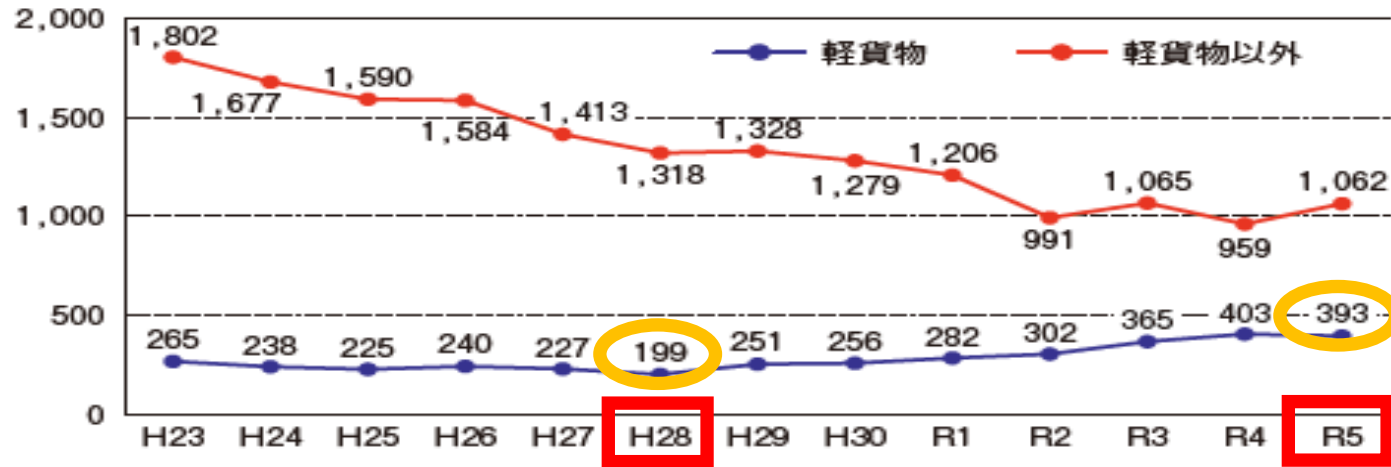
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(抄)

自動車事故報告規則

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

事業用貨物軽自動車の事故の状況について①

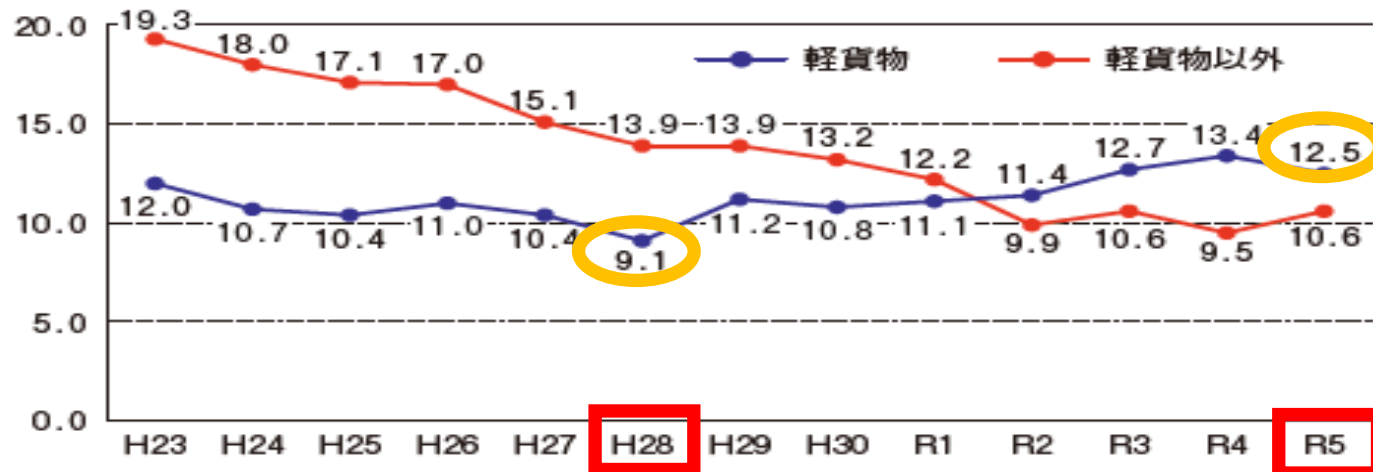
事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移



	平成28年	令和5年	平成28年→ 令和5年
軽貨物	199	393	97.5%増
軽貨物以外	1,318	1,062	19.4%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター
「事業用自動車の交通事故統計」

保有台数1万台当たりの事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移



	平成28年	令和5年	平成28年→ 令和5年
軽貨物	9.1	12.5	38.1%増
軽貨物以外	13.9	10.6	23.9%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター
「事業用自動車の交通事故統計」
(一財)自動車検査登録情報協会
「自動車保有台数」

事業用貨物軽自動車の事故の状況について②

貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の交通事故（第1当）の特徴

（データ出典：（公財）交通事故総合分析センター（令和7年9月現在））

① 令和6年中の事業用自動車の事故件数

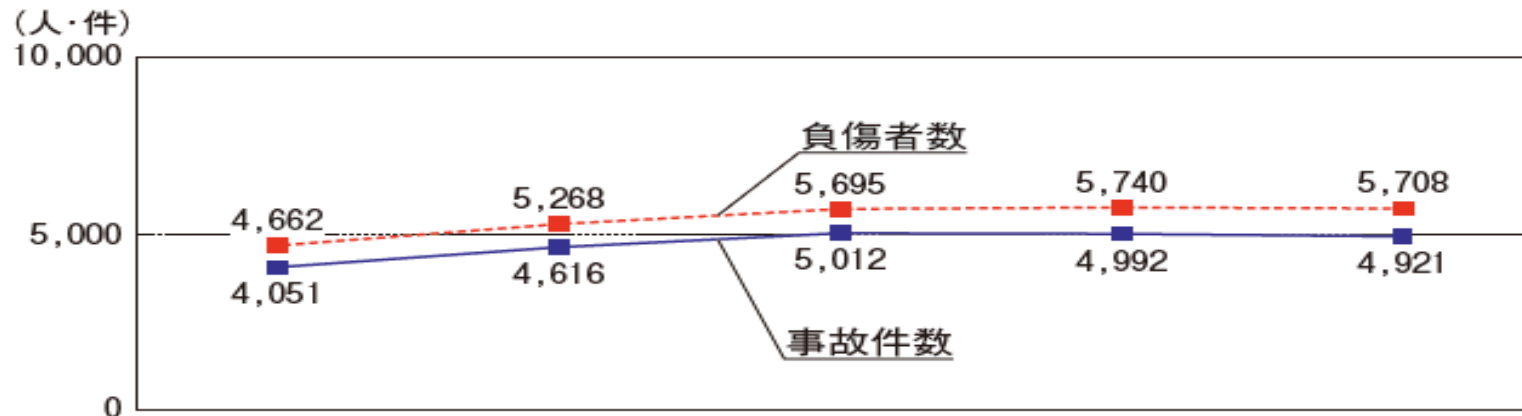
	全 体	貨 物 軽 ^{※1}	バ ス	ハイタク	トラック ^{※2}
件 数(件)	22,623	4,921	1,027	8,056	8,619
割 合(%)	100.0	21.8	4.5	35.6	38.1
保 有 台 数(台) ^{※3}	1,825,178	321,362	106,198	222,534	1,175,084
1台当たりの事故件数(件)	0.01	0.02	0.01	0.04	0.01

※1 貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車（同章において以下「貨物軽」という。）

※2 貨物軽を除く。

※3 （データ出典：国土交通省「自動車保有車両数（特種用途、小型二輪車除く）」
（令和6年末時点））

② 交通事故発生状況の推移

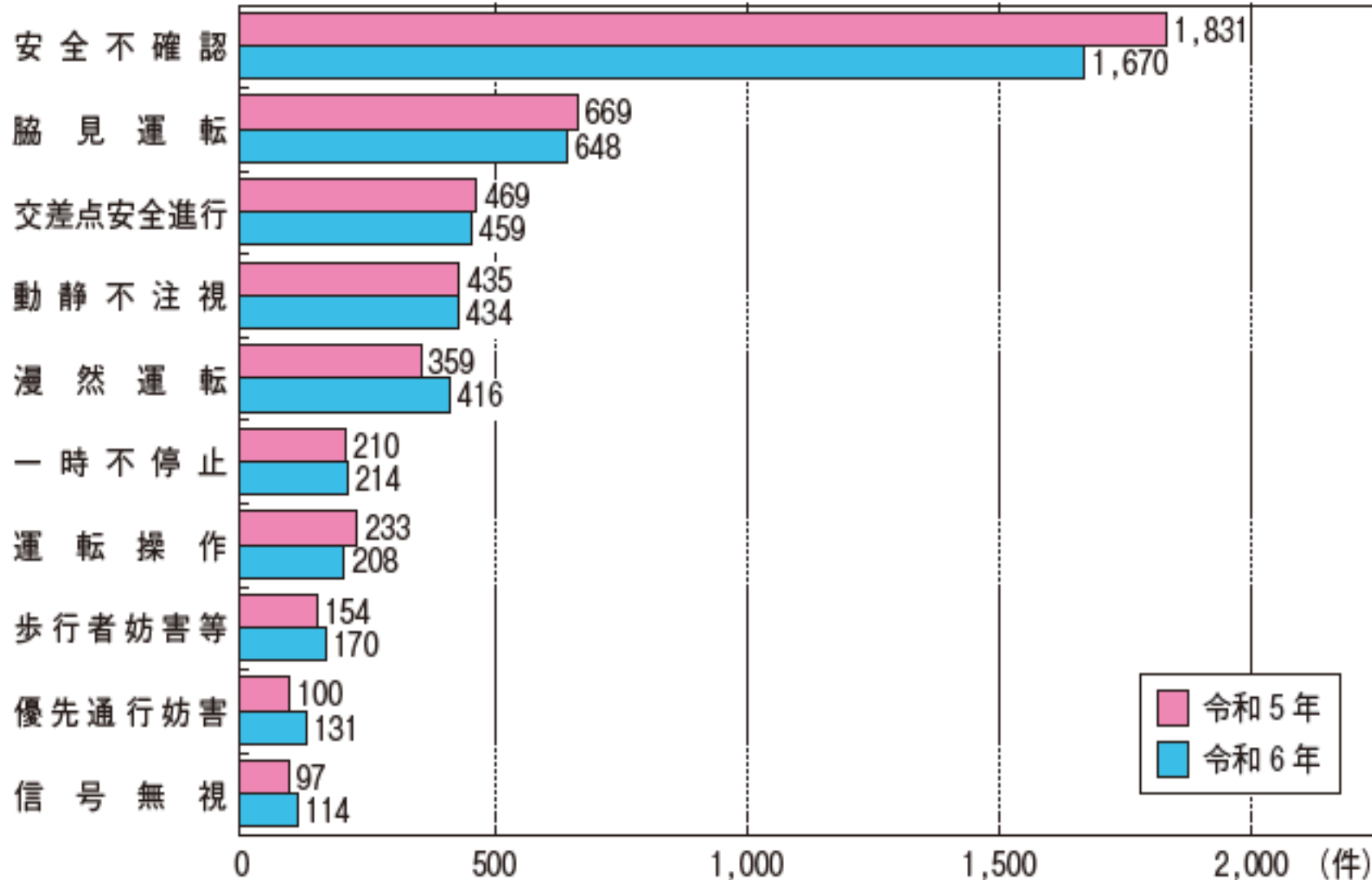


○貨物軽の交通事故発生状況を見てみると、事故件数、負傷者数ともに、昨年よりわずかに減少している。

○死亡事故件数、死者数は、増減はあるものの大きな変化は見られない。

事業用貨物軽自動車の事故の状況について③

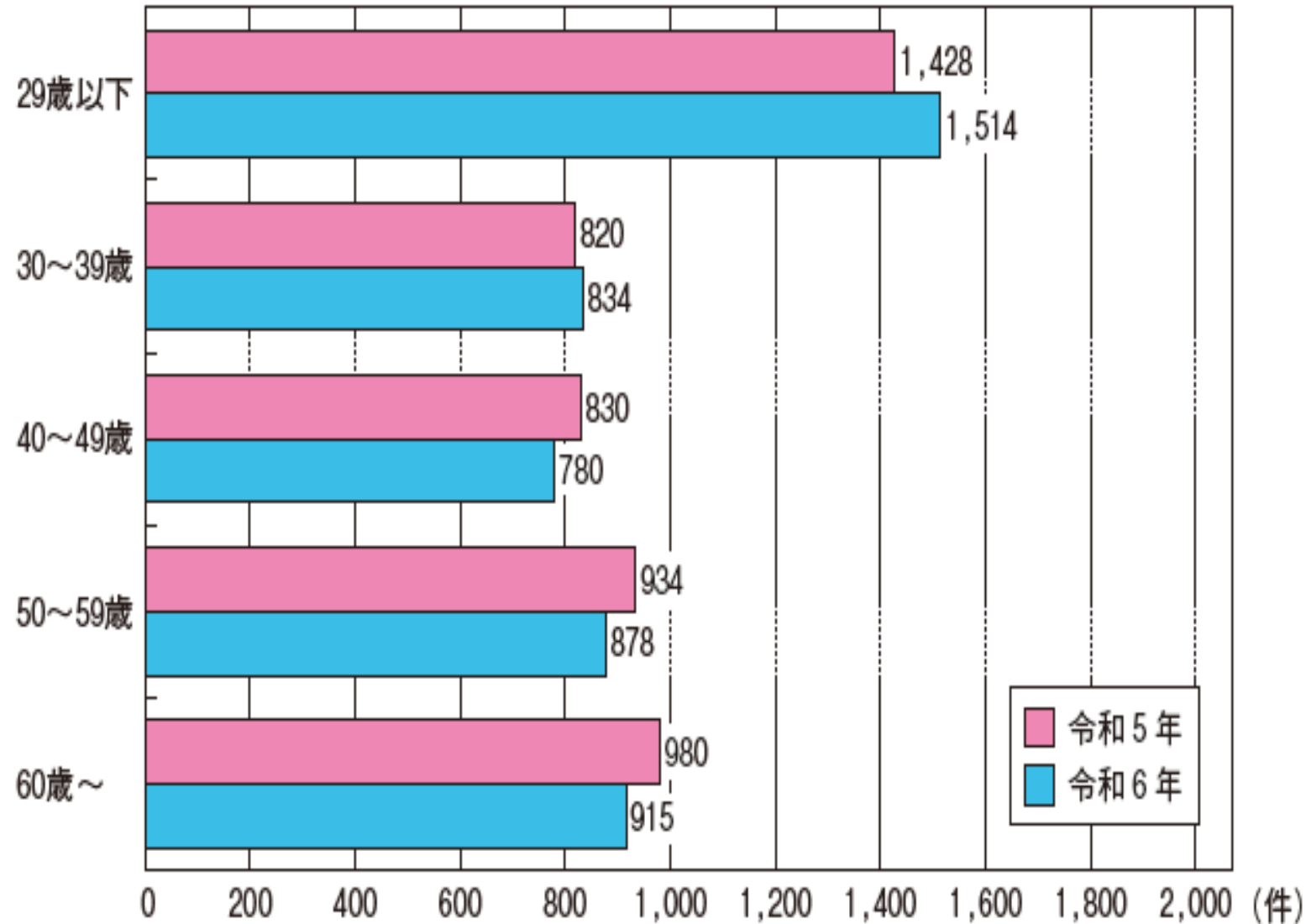
運転者の違反別事故件数



○運転者の違反別事故件数
を見てみると、安全不確認が
突出して多い傾向に変わり
はなく、全体の30%を超え
ている。

事業用貨物軽自動車の事故の状況について④

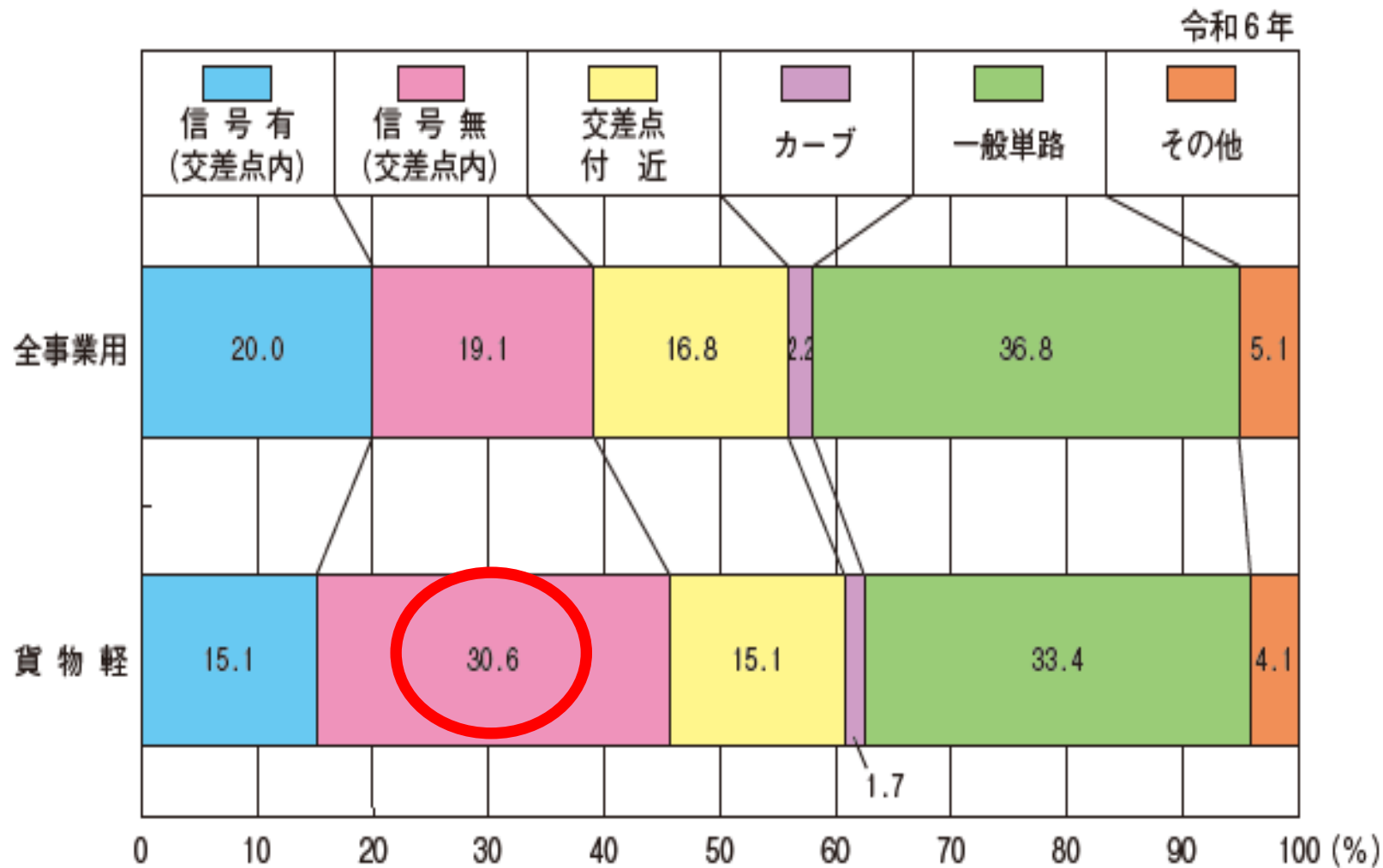
運転者の年齢別事故件数



○運転者の年齢別事故件数を見ても、29歳以下の事故が多く、全体の約30%を占めている。

事業用貨物軽自動車の事故の状況について⑤

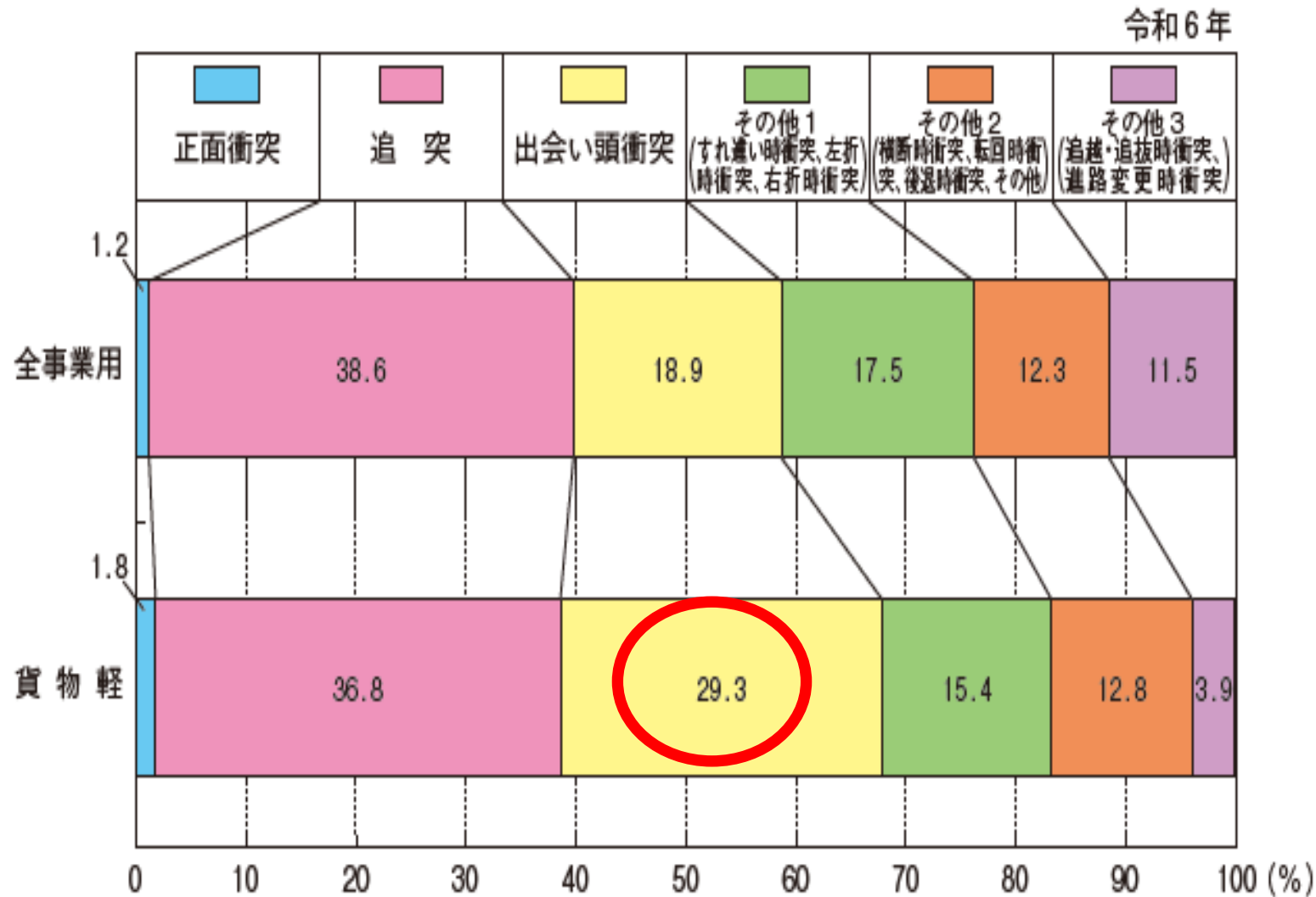
道路形状別事故発生状況の割合



○全事業用と貨物軽の道路形状別事故発生状況の割合を比較すると、貨物軽の事故は交差点(信号無)が約10%多く、事故割合が30%を超えている。

事業用貨物軽自動車の事故の状況について⑥

車両相互事故の事故類型別件数の割合



○全事業用と貨物軽の車両相互事故の類型別件数の割合を比べると貨物軽は出会い頭衝突の事故割合が約1.5倍となっている。

●出会い頭事故の道路形状別事故件数の割合をしてみると、交差点(信号無)が約75%を占めている。

●車両相互の事故類型別事故件数を見てみると、追突と出会い頭衝突が多く見られる。

eナスバ(Eラーニング)講習について



第1編 自動車運送事業、道路交通等に関する法令

第1章 貨物軽自動車運送事業の現状

第2章 貨物軽自動車運送事業の法規制

第2編 運行管理の業務に関すること

第1章 貨物軽自動車安全管理者制度

第2章 運行管理の実務

参考 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分

第3編 自動車事故防止に関すること

第1章 飲酒運転防止対策

第2章 健康管理に関する事故防止対策

第3章 適性診断の活用

第4章 危険予知トレーニング(KYT)

参考 貨物自動車運送事業法(抄)

貨物自動車運送事業法施行規則(抄)

貨物自動車運送事業輸送安全規則(抄)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(抄)

自動車事故報告規則

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

eナスバ(Eラーニング)講習について

交通場面の状況

右折待ちの停止した状態で、信号が青から右折信号に変わり、対向のトラックが停止しようとしているのを確認したため、右折を開始しようとしています。



さあこの時、あなたならどのような危険を予知しますか？
どのような危険が潜んでいるかと、どのような運転をすればよいかを考えてみましょう。

気付いたことを記入
してください。

どのような危険が潜んでいるか

○自動車事故の防止に関する章では、交通事故を未然に防ぐために運転中に遭遇する様々な交通場面において、事故の原因になりうる**危険要因**を**的確に予測**することが**効果的**。それらを**安全運転**により**回避**することを**習慣**として身に**付ける**ことがKYTトレーニングの目的。

○事業用貨物軽自動車に装着されたドライブレコーダーによる事故映像記録を用いてKYTトレーニングの手法等を紹介している。

今後の取り組みについて

- 現行の貨物軽自動車安全管理者講習について、法改正や最新の情報を踏まえ講義動画、講習用テキストをリバイス(2026年1月予定)。**
- 国土交通大臣あて登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の申請中、登録後は貨物軽自動車安全管理者定期講習を開講(2027年度中)。**
- 講義動画の多言語化の検討 (外国人事業者への対応)。**